

第1回 川崎市立多摩病院指定管理検討委員会議事録

- 1 開催日時 平成21年7月9日（水） 14:00～16:15
- 2 開催場所 川崎市病院局5階会議室
- 3 出席者
 - [委員] 茨委員、遠藤委員、河原委員、川渕委員、堺委員、高橋委員、田中委員、野中委員
 - [事務局] 秋月病院事業管理者、木村病院局長、田中経営企画室長、山田多摩病院運営管理担当主幹、竹田課長補佐他（以上、川崎市）
 - [関係者] 本田理事、大石監事、亀谷院長、斎藤事務部長（以上、聖マリアンナ大学）他
- 4 河原委員長選出
委員の互選で、河原委員が選出された。
- 5 議事
【会議の公開並びに会議記録の作成】
河原委員長
 - ・会議は原則として公開なので、本日も公開したい。ただし、今後の会議においては、議事の内容によって非公開にすることもある。
 - ・会議の記録は要点をまとめた摘要形式とし、会議資料等と併せて公開したい。
【議題(1) 多摩病院開設及び指定管理者制度導入の経緯について】
茨委員
 - ・新病院建設に先立つ需要等のマーケット調査に、聖マリ大は係わったのか。
山田主幹(事)
 - ・基本は平成10年度に策定した「北部医療施設整備基本構想」になるが、それは川崎市が策定した。
 - ・平成10年度は、受託団体の選定と基本構想の策定を並行して行った。この段階では基本構想の骨子を受託団体候補に示しながら選定作業を進め、聖マリ大を受託団体に選定した。
茨委員
 - ・建物の設計に聖マリ大はどの程度関与したか。
山田主幹(事)
 - ・平成11年度から、基本構想をベースに基本計画を策定する作業に入ったが、この段階からは受託団体に内定した聖マリ大の意見を反映させた。
 - ・基本計画に続く、基本設計、実施設計も聖マリ大の要望を取り入れながら策定した。
茨委員
 - ・医療機器等の調達は、川崎市と聖マリ大のどちらが行ったのか。
山田主幹(事)
 - ・聖マリ大の希望に沿って川崎市が調達した。
川渕委員
 - ・基本計画以降、基本設計、実施設計にも聖マリ大が係わったとのことだが、建築費については承知していたのか。
田中室長(事)
 - ・通常、役所が箱物をつくる時は、予算で建築費の枠が決まっているので、その範囲内で設計を進める。多摩病院の場合も、予算枠を念頭に置き、建物の仕様を聖マリ大と協議をしながら詰めた。
 - ・ある程度、仕様をつくっていけば、高い、安いはわかるが、正確なところは工事契約の段階にならないとわからない。
茨委員
 - ・総務省によると、かつて、建設省が国立病院を建てる時に定めた建築単価・修繕費を、建築の専門家も自治体も精査しないまま踏襲してきたとのこと。
 - ・このため、公共建築物の建築費は高すぎると問題になってきたが、多摩病院も建築費が相当高い。聖マリ大は建築費が高すぎることに異を唱えられなかつたのか。
 - ・医療機器について、機種の要望はしたが、価格については聖マリ大は決定権を持っていなかつたのか、あるいは参考意見を出せなかつたのか。
 - ・このことは非常に大事なポイントである。

- 遠藤委員
- ・個別の問題、例えば、建築費にしても川崎市と聖マリ大のやり取りの中で、いろいろな分析があったと思う。
 - ・恐らく、協定の締結に際しては30年間の指定期間を見通して、もろもろの要素をシミュレーションして、トータルとして川崎市の負担、聖マリ大の負担を議論したはず。
 - ・そうだとすると、今の段階で建築費が高い、安いとか、個別の問題を方向付けしてしまうのは、後々の議論のためにいかがなものか。今日は入口の議論に止めたらどうか。
- 茨委員
- ・そのことについては、異議はない。
 - ・ただ、官と民の知恵による協働作業がどのように行われたのかを検証することは非常に大事である。
- 河原委員長
- ・今回と次回は、総論的な部分で論点の共有化を図り、各個別の問題については、それ以降にしたい。
- 堺委員
- ・多摩病院の職員の身分は非公務員扱いとあるが、聖マリ大が川崎市から職員を承継したのか。
- 山田主幹(事)
- ・多摩病院は新設なので、市職員の身分切替の問題は生じなかった。
- 田中委員
- ・指定管理者制度では、原則として独立採算とあるが、どういうことか。
- 山田主幹(事)
- ・例えば、利用料金制では、収入はすべて指定管理者のものになるが、不採算医療を担う場合には利用料金だけでは採算が取れない場合も出てくる。ある程度合理的な金額については、あらかじめ取り決めをして自治体が一部を負担する場合がある。
- 川渕委員
- ・指定管理者の指定期間が30年となっているが、その間に医療制度がめまぐるしく変わらないか。30年は聖マリ大も承知で合意したのか。
- 山田主幹(事)
- ・指定期間については、聖マリ大から特に異議はなかった。
- 川渕委員
- ・指定管理者制度には、指定管理者の収入が①管理料のみ②管理料と利用料金③利用料金のみの3つのタイプがあるが、多摩病院はどれか。
- 田中室長(事)
- ・②である。

【議題(2) 検討委員会設置に至った経緯について】

- 茨委員
- ・この委員会は各方面から注目されている。その理由は、川崎市と聖マリ大が協働でつくりあげてきたにも係わらず、費用分担において意見の一一致を見なかつたからである。
 - ・この委員会は意見の不一致を解決するだけのものなのか、さらに病院運営を良くしていくために、知恵を出して欲しいというものなのか。
- 山田主幹(事)
- ・両方である。
- 河原委員長
- ・この委員会では、最後に報告書をまとめることになっているが、その報告書にはどこまでの拘束力があるのか。
- 山田主幹(事)
- ・報告書をいただいたら、それを基に聖マリ大と合意したいと考えている。
- 茨委員
- ・報告書の内容が具体的でないと、また、揉めるのではないか。
- 河原委員長
- ・例えば、数字による客観的な報告内容が出るとしたら、後は、市民、議会、関係者に委ねるが、玉虫色にぼかしたものより、はるかに判断しやすい。それは報告という形態をとっても、拘束力、重みが出てくる。
 - ・より具体的な内容に踏み込んだ報告書をまとめさせてもらうことで、よろしいか。
- 山田主幹(事)
- ・結構です。

【議題(3) 現行スキームについて】

- 野中委員
- ・資料によれば、平成19年度は、5億5千万円が指定管理者負担金として聖マリ大から川崎市へ、一方、政策的医療交付金として3億5千万円が川崎市から聖マリ大に支払われているということか。

- 山田主幹(事) ・指定管理者負担金は、最初から満額だと開設間もない時期に聖マリ大の負担が重いと考え、段階的に増やしていく。平成 20 年度からは、満額の 6 億 5 千万円となる。
・これに対し、政策的医療交付金は、平成 18 年度から満額の 3 億 5 千万円を市から聖マリ大に支払っている。

【議題(5) 論点の整理について】

- 河原委員長 ・議題(4)の検討スケジュールは、論点の整理の仕方によっては変わってくるので最後に廻して、議題(5)論点の整理に移る。
- 茨委員 ・その前に、川崎市立多摩病院で聖マリ大が提供している医療の質、内容、サービスについては、いつ、どこの時点で議論するのか。
- 河原委員長 ・病院視察もある次回にしたい。
- 茨委員 ・指定管理者が提供している医療サービスをどのように評価するかは、また別の議論ではあるが、今回の論点となっている経済的な面と密接に関係してくるはずである。
- 田中室長(事) ・川崎市は聖マリ大が提供している医療サービスに不満を持っている訳ではない。
- 茨委員 ・市は医療サービスの内容について、問題ない、合格点であると判断しているということでおろしいか。
- 田中室長(事) ・そのとおり。
- 河原委員長 ・次回は、政策的医療について説明してもらいたい。多摩病院自体は高度・専門医療病院で、その中で政策的医療を行っていると認識しているが、交付金の絡みを知りたい。
- 河原委員長 ・事務局からの論点の説明に聖マリ大から補足することはあるか。
- 亀谷院長(聖) ・多摩病院開設までの経緯に関してだが、市議会が聖マリ大を指定管理者にすると議決したのは平成 17 年 6 月で、平成 11 年からそれまでは内定のままだった。
・基本計画は一緒に策定したので、救急医療をどう充実させるかなどの意見を述べたが、建築費が 1 床あたりいくらになるかなどは知らなかつた。
・基本設計、実施設計も一緒にやってきた。
・当初は平成 17 年度内に開院する計画だったので、平成 17 年 7 月 29 日に基本協定を締結した。
・指定管理者負担金などを決めた細目協定の締結日は平成 18 年 1 月 23 日。開院の 1 週間前まで話がまとまらなかつた。
・その細目協定も、第 19 条に平成 20 年度中に見直すという条項を加えてやっと締結にこぎ着け、開院した経緯がある。
・聖マリ大は細目協定の見直し条項に基づいて、文書で 10 項目の要求をしたが、川崎市からの回答書では、聖マリ大の要求に対して何らの実質的な回答がもらえなかつた。
・この問題は単に、市と聖マリ大との間の協定の話し合いに見えるが、医療であり、公的な問題であるので、大所、高所から公平な検討をしてもらう必要がある。
- 河原委員長 ・川崎市から事実経過について追加することはあるか。
- 田中室長(事) ・基本計画以降、基本設計、実施設計と聖マリ大と一緒にやってきたが、どういう資料をもって、どのような話し合いをしたのか、古い資料を探してみる。もしあれば、次回以降、提出する。
・細目協定締結に至る経過は、聖マリ大の説明のとおりである。
- 河原委員長 ・開院前の経過について、今日は口頭で説明を受けたが、川崎市も聖マリ大もさらに文書で補足することがあれば、次回に提出してもらいたい。
- 野中委員 ・資料にある平成 19 年度収支シミュレーションは誰がつくったか。
- 山田主幹(事) ・市が作成したが、市だけで一方的につくったものではない。

- 亀谷院長(聖)・そこが折り合わなかったので、締結がギリギリになった。
- 野中委員・「病院年報－平成19年度」の収支報告書を見ると、あらかじめ、指定管理者負担金の予算が組まれているが、建築費が高いということは予算を立てる段階で認識していたのか。
- 亀谷院長(聖)・病院を運営するために、病院としての予算を組むが、指定管理者負担金も払わなくてはならないものとして、計算式に基づき計上した。
- 野中委員・それが高いと思いつつも、予算には計上したと？
- 亀谷院長(聖)・市に払わなければならぬものなので、予算に計上しない訳には行かない。
- 野中委員・平成19年度の収支シミュレーションと実績とを比較してみると、7億8千万円の赤字額の原因は、指定管理者負担金にあるのではなく、違うところにあるのではないか。
・指定管理者負担金は実績の方が599万円下回っている。
・赤字の原因は、人件費が4億5千万円、その他経費が5億7千万円上回っていることにあるのではないのか。
- 亀谷院長(聖)・指定管理者制度で病院を運営するのは初めてで、市立病院を民間が運営するということで、救急医療に重点を置き、医療事故のないよう立ち上げの努力をした。
・経営については、特殊な状況で立ち上げをしたため、今から決算を見れば、反省しなければならないところもある。赤字の原因については、委員の指摘のとおりである。
・平成20年度の見直しの中で気づいて、早速、改善を進めているものもある。
- 河原委員長・「論点の整理」の資料をみると、例えば役員給与であるとか、あるいは検証する、検討するとなっていて、簡単に解決できそうに思えるものもある。
・追加の資料要望はあるか。
- 野中委員・収支状況表で、その他経費がシミュレーションでは17億円になっているのに対し、実績では23億円になっていて、5億7千万円の乖離が生じている。その理由を知りたい。
- 川渕委員・全国に利用料金制を導入している病院が10病院あるとのことだが、利用料金制には一長一短あると理解している。どこが良くてどこが悪いのか。また、何故、聖マリ大は利用料金制を良いといっているのに、川崎市は駄目といっているのか。
- 茨委員・利用料金制と代行制が出来た経緯にはそれぞれ歴史がある。将来を見通すと利用料金制は自治体の関わりが薄らいでいくように思える。
・横浜市立みなと赤十字病院が代行制から利用料金制に変わるという動きもある。
・指定管理者になる法人、団体が赤字で良い訳がない。赤字にならないよう両者の努力が必要である。
・委託料については、多摩病院側に相当甘さがある。ただし、今年度から縮減を図ったとのことなので、それを発表してもらいたい。
・医療には一定の金がかからざるを得ない中で、川崎市は経済的な面でのメリットをどのように考え、指定管理者制度の導入に踏み切ったのか。
- 河原委員長・他に資料要求があれば事務局に申し出て欲しい。

【議題(4) 検討スケジュールについて】

- 山田主幹(事)・第3回は8月下旬を考えている。
・日程調整表を配るので記入して欲しい。それで調整する。
- 河原委員長・今日は、時間をオーバーしたが、深い議論が出来た。次回もよろしくお願ひしたい。
・ここで終了とする。

以上